

令和7年第5回飛騨市教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和7年6月5日（木） 午後1時30分 開会
- 2 場 所 飛騨市図書館2階 情報発信室
- 3 出席者 教 育 長 下出 尚弘
教育委員会委員 向川原 眞郷、平澤 千人、牛丸 洋子、谷口 陽信
- 4 説明のため出席した者の職氏名
参事兼教育総務課長 忍 哲也
次長兼学校教育課長 平澤 啓介
次長兼生涯学習課長 柚原 徹守
文化振興課長 尾賀 寿治
スポーツ振興課長 西田 博和
- 5 書 記 教育総務課長補佐 加藤 憲子
- 6 議事日程

開会

- 第1 会議時間の決定
- 第2 議事録署名者の指名
- 第3 前回議事録の承認
- 第4 教育長の報告
- 第5 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市青少年育成推進員の委嘱について）
- 第6 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市市民カレッジ運営委員会委員の委嘱について）
- 第7 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市社会教育委員の委嘱について）
- 第8 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市古川祭史編集委員会委員の委嘱について）
- 第9 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童生徒

の認定について)

第10 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童生徒の認定について）

第11 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）

第12 議案第17号 飛騨市事務点検評価委員会委員の委嘱について

第13 議案第18号 財産の取得について（スクールバス）

第14 議案第19号 飛騨市一般会計補正予算について

閉会

7 議事録

◎教育長（下出 尚弘）

皆さま、こんにちは。本日の出席委員は全員でございます。本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する会議開会の定足数を満たしております。それではただ今から、令和7年第5回飛騨市教育委員会定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◆日程第1 会議時間の決定

◎教育長（下出 尚弘）

日程第1、会議時間の決定を議題とします。

お諮りします。会議規則第15条の規定により、会議時間は午後3時30分までとさせていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、会議時間については、午後3時30分までと決定しました。

◆日程第2 議事録署名者の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第2、議事録署名者の指名を議題とします。

会議規則第35条第2項の規定により、本会議の議事録署名者に、牛丸洋子委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

◆日程第3 前回議事録の承認

◎教育長（下出 尚弘）

日程第3、前回議事録の承認を議題とします。

お手元にごございます令和7年第4回飛騨市教育委員会定例会の議事録をお願いします。

皆様には事前に配布させていただきましたが、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

はい。では、ご異議なしと認めます。よって、前回議事録については承認されました。

◆日程第4 教育長の報告

◎教育長（下出 尚弘）

日程第4、教育長の報告を議題とします。

教育長の報告。令和7年5月29日までを報告させていただきます。4月15日火曜日、教育長激励訪問が古川中学校からスタートいたしまして、4月28日月曜日、神岡中学校、山之村小中学校までを訪問させていただきました。昨年度よりさらに教育長激励訪問が職員の負担にあまりならないようにということで、授業参観の方も、新しく転入した職員を中心に、あとは学校長の本年度の学校経営構想を聞くということで精選して激励訪問に行っていました。

4月16日水曜日、岐阜県都市町村合同教育長会が岐阜市役所でありました。

4月24日、25日の2日間ですが、東海北陸都市教育長会。本年度は、三重県の伊勢市でございまして、そちらで東海北陸の教育長との交流、研修を深めてまいりました。

4月26日、大津神社の大祭に出させていただきました。

4月28日月曜日の教育長激励訪問は先ほど言った通りです。

5月2日金曜日には、岐阜県市町村教育委員会連合会の定期総会がございまして、岐阜市の教育研究所に、向川原委員とともに行ってまいりました。ここでの研修では、講師と

して、現在兵庫県の西宮市の教育長であられる藤岡健一教育長の講話がございました。文科省からこちらの教育長になられたということと、あと岐阜県教育委員会の方にも、県の教育委員会の課長等でいらしたこともあり、岐阜県に縁のある方です。今詳しく申しましたのは、図書館にも置いてあるのですが、この日本教育の月刊誌ですが、先月号から教育長だよりというところで、この藤岡教育長が原稿を出していらっしゃいます。また図書館にありますので、いろいろと新しい視点を与えてくださいますので、よろしかったらまた読んでいただければと思います。

5月12日、飛騨教育事務所の学校職員課訪問がスタートしまして、5月28日、山之村小中学校で終了いたしました。

5月15、16日には、全国都市教育長会定期総会がございまして、本年度は埼玉県川越市が開催地ということで、そちらに行かせていただきまして、研修の全体コアの中では、現在、文部科学省にいらっしゃいます田村学先生。学習指導要領の改定作成にも今後もかわられる方から貴重なお話を聞かせていただきました。

5月18日、日曜日、飛騨みやがわ考古民俗館30周年記念シンポジウムがございまして、そちらに出席させていただきました。振興事務所の2階の会議室に用意された椅子がすべて埋まるぐらいの大盛況で、また宮川小学校の子たちが、昨年度の、考古民俗館1日館長の取り組み等の発表をして、大変充実したシンポジウムでございました。

5月22日、ねんりんピック2025飛騨市実行委員会実施本部会議が行われまして、本年度10月に行われますねんりんピックに向けての取り組みが進められております。

あと、最後に5月29日木曜日には新谷育英会理事会がございまして、本年度の対象の学生等についての検討がされました。また、古川中学校の体育祭にも参加させていただいて、天候も熱中症の心配もないちょうどよい天候の中で、子どもたちが本当に迫力のあるすばらしい体育祭を実施しておりました。

あとこちらには書いてございませんけども、5月31日には、河合小学校、6月1日には、神岡小学校の運動会も、天候の心配もございましたけども、無事実施終了したところでございます。

以上で報告を終わります。

これより、教育長報告の質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

よろしいでしょうか。

では質疑が無いようですので質疑を終結し、教育長報告を終了します。

◆日程第5 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市青少年育成推進員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

では続きまして、日程第 5、承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市青少年育成推進員の委嘱について）を議題とします。事務局の説明を求めます。

（「教育長」と呼ぶ声あり。） ※以下、「教育長」との声の表記は省略する。

◎教育長（下出 尚弘）

柚原生涯学習課長。 ※以下、教育長の発言者指名の表記は省略する。

◎生涯学習課長（柚原 徹守）

それでは承認第14号についてご説明申し上げます。

飛騨市青少年育成推進員の委嘱について飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次ページをご覧ください。専決第 13 号のとおり、飛騨市青少年育成推進員設置要綱第 3 条の規定に基づき、令和 7 年 4 月 1 日に、別紙の 18 名の方に委嘱をしております。

任期は令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間です。18 名のうち、古川町地区が小倉直也様他 8 名。うち新任が 5 名です。河合町地区が柏木昭人様他 1 名で、いずれも再任。宮川町地区が荒川武弘様 1 名で、再任。神岡町地区が小川峰孝様他 5 名で、いずれも新任となります。説明は以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第14号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第14号は原案の通り承認されました。

◆日程第 6 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市市民カレッジ運営委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第6承認第15号、専決処分の承認を求めることについて（飛騨市市民カレッジ運営委員会委員の委嘱について）を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎生涯学習課長（柚原 徹守）

承認第15号についてご説明申し上げます。飛騨市市民カレッジ運営委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日、別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。次ページをご覧ください。

専決第14号のとおり飛騨市市民カレッジ設置要綱第5条の規定に基づき令和7年4月1日に別紙の竹林敏様他7名の方に委嘱をしております。いずれも再任で、任期は令和9年3月31日までの2年間となります。説明は以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りします。
承認第15号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。
よって、承認第15号は原案の通り承認されました。

◆日程第7 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市社会教育委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第7、承認第16号、専決処分の承認を求めることについて、飛騨市社会教育委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

◎生涯学習課長（柚原 徹守）

それでは、承認第16号についてご説明申し上げます。飛騨市社会教育委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別

紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。次ページをご覧ください。専決第15号のとおり、飛騨市社会教育委員設置条例第5条の規定に基づき、令和7年4月1日に、別紙の竹林敏様他9名の方に委嘱しております。このうち坂場順一様他2名が新任となります。任期は令和9年3月31日までの2年間です。説明は以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りします。

承認第16号は、原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第16号は原案の通り承認されました。

◆日程第8 承認第17号専決処分の承認を求めることについて（飛騨市古川祭史編集委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第8、承認第17号専決処分の承認を求めることについて、飛騨市古川祭史編集委員会委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

承認第17号、専決処分の承認を求めることについて、飛騨市古川祭史編集委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。次ページをお願いします。専決処分書でございます。令和7年4月1日専決するものです。次ページをお願いします。

飛騨市古川祭史編集委員会委員に委嘱する者の一覧でございます。福井重治様他5名の方となっております。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっております。

全員再任の方でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りします。承認第17号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第17号は原案の通り承認されました。

◆日程第9 承認第18号 及び日程第10 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童保護生徒の認定について）

◎教育長（下出 尚弘）

では続きまして、日程第9、承認第18号 及び日程第10、承認第19号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童保護生徒の認定について）は、一括して議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

承認第18号、専決処分の承認を求めることについて、飛騨市準要保護児童生徒の認定についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日、別紙の通り専決処分しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。次のページに専決処分書がございます。専決第17号としまして、飛騨市学齢児童生徒就学奨励金給与規則に則りまして、別紙のとおり専決処分をさせていただきました。次のページをご覧ください。今回新たに認定しました2人の児童生徒の名前がそちらにございます。こちらにつきましては4月1日にさかのぼって専決処分をさせていただきましたのでよろしくお願いします。

併せまして、次のページに承認第19号がございます。同じ見だしについて、専決処分をさせていただきました。次のページには、専決第18号の専決処分書がございます。申請の時期等によりまして、こちらについては5月1日付で専決処分をさせていただいておりますので、別に挙げさせていただいております。次のページには、5月1日付けで新たに認定した3名の児童生徒についてそこに掲載しております。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第18号及び承認第19号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第18号及び承認第19号は原案の通り承認されました。

◆日程第 11 承認第 20 号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）

◎教育長（下出 尚弘）

では続きまして、日程第 11、承認第 20 号専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎教育総務課長（忍 哲也）

それでは承認第20号についてご説明をいたします。専決処分の承認を求めることについて、損害賠償の額の決定についてでございますが、こちらにつきましては、令和7年2月10日に古川町杉崎地内で、スクールバスの事故が発生しまして、その事故における損害賠償の額の決定に係る承認案件でございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙のとおり専決処分をしましたので同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。こちらの専決第19号で専決処分書になります。損害賠償の額を定めることについて、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしております。日付は令和7年4月1日付けの専決処分でございます。次ページをお願いいたします。

損害賠償に関する概要につきましては、まず1番の損害賠償の理由というところで事故の状況でございますが、令和7年2月10日午後2時50分頃、飛騨市古川町杉崎地内においてスクールバスの運行業務を委託している事業所がバス車両運転中、交差点で停止していた際に、右折車両の進行の支障にならないように後退したところ、後方確認が不十分であったため、停車中の車両に接触し、相手車両を破損させたというものでございます。

2つ目が損害賠償の額でございます。金額が285,715円。こちらの金額の内訳につきまして

ては車両修理費でございます。過失割合につきましては飛騨市が100%でございます。
3つ目が損害賠償する相手方の住所氏名は記載の通りでございます。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育委員（谷口 陽信）

説明ありがとうございます。事故がスクールバスの運行中ということで、児童さんが乗っていたのか乗っていなかったのかわからないのですが、こういった業務中の事故ということで、今は人身事故にならなかったのよかったですけど、今後可能性もあるということで、対策としてどのようなことを考えているのか教えていただきたいと思います。

◎教育総務課長（忍 哲也）

こちらにつきましては相手方ともお話をさせてもらっておりますが、交差点で右折してきた大型車両に対して配慮して少し下がったわけなんですけど、冬期間ということもありその際に後方が見えておらず、気づかなかったという状況です。交通事故を完全に防ぐというのは難しいとは思いますが、とにかく運転手に注意してもらうしかないということで、事業所に対して再三指導等をしております。あとドライブレコーダーなどの設備が冬期で見えにくいという状況もありますので、今年度購入する車両につきましては、ドライブレコーダーとバックモニターと別々にするなどの仕様を変更し対策を打ってるということでございます。今後もこういったことを教訓に、改善できることは早期に実施したいと思っております。

◎教育長（下出 尚弘）

よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第20号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第20号は原案の通り承認されました。

◆日程第12 議案第17号 飛騨市事務点検評価委員会委員の委嘱について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第12議案第17号、飛騨市事務点検評価委員会委員の委嘱についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

◎教育総務課長（忍 哲也）

それでは議案第17号についてご説明をいたします。飛騨市教育委員会事務点検評価委員会委員の委嘱について。飛騨市教育委員会事務点検評価委員会設置要綱第2条の規定により、別紙の者を飛騨市教育委員会事務点検評価委員会委員に委嘱するものでございます。次ページページをお願いいたします。

こちら一覧でございますが、飛騨市教育委員会事務点検評価委員に委嘱する方につきましては、本資料のとおり竹林敏様他6名でございます。飛騨市教育委員会事務点検評価委員会設置要綱に基づきまして、委員10名以内で組織することになっておりまして、社会教育委員の代表、学校運営協議会委員の代表、そして保護者の代表、教育関係団体の代表から選出をしております。委員の任期は1年でございます。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りします。
議案第17号は原案の通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。
よって、議案第17号は原案の通り可決しました。

◆日程第13 議案第18号 財産の取得について（スクールバス）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第13、議案第18号、財産の取得について（スクールバス）を議題とします。
事務局の説明を求めます。

◎教育総務課長（忍 哲也）

それでは議案第18号についてご説明をいたします。財産の取得についてこちらスクールバスでございます。財産（スクールバス）の取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、飛騨市長から意見聴取があったので教育委員会の意見を求めるものでございます。詳細につきましては次ページの議案要旨についてご説明をいたしますので、次ページをご覧ください。

現在スクールバスを17台で所有しております、車両の老朽化が進行しておりますので、令和5年度に更新計画を策定し、経過年数15年以上、走行距離20万キロ以上を目安に順次更新をしています。令和6年度は、古川地区で運行している大型バス1台を更新しております、引き続き令和7年度も古川地区で運行している大型バス1台の更新をいたします。令和7年度に購入するスクールバスの概要につきましては、下の5番、取得方法というところですが、指名競争入札。そして入札日は令和7年6月2日。応札者数は、5者の選定に対しまして2者が応札されました。

8番取得先、これは落札者でございますが、有限会社中畑自動車でございます。10番落札価格は29,205,000円でございます。落札率が87.72%。こちらの財源につきましては、国の僻地児童生徒援助費等補助金で3,900,000円をいただいておりますし、残りは過疎対策事業債を活用させていただきます。主な仕様等につきましては、大きな特徴としましては、ユニバーサルデザイン対応としまして、乗降口にステップがなく、小さな子どもなど誰もが乗降しやすいように、ノンステップバスを採用しております。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。議案第18号は原案の通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案の通り可決しました。

◆日程第14 議案第19号 飛騨市一般会計補正予算について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第14、議案第19号、飛騨市一般会計補正予算についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

◎教育委員会事務局長（大庭 久幸）

議案第19号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算、補正第1号について令和7年度飛騨市一般会計補正予算補正第1号の飛騨市教育委員会所管分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、飛騨市長から意見聴取があったので、教育委員会の意見を求めるものでございます。次ページをお願いします。初めに歳入からご説明をいたします。右下8ページをお願いいたします。そのページの一番下の欄でございます。

07教育費国庫補助金01教育総務費補助金002教育支援体制整備事業補助金82,000円でございますが、これは児童生徒の教育相談事業に係ります国庫補助金でございます。次ページの9ページと書いてあるページをお願いいたします。上段、一番右細節のところでございますが004情報機器整備費補助金1,475,000円及びその下の中学校費004491,000円につきましては、県内すべての小中学校で共通に使用するTコンパスという名称のグループウェア導入に係ります国庫補助金でございます。次のページをお願いします。10ページと書いてあります。最上段の一番右の説明欄でございますが、001ふるさと魅力体験事業委託金687,000円は、県教育委員会事業のふるさと魅力体験事業で、今般古中が採択されましたことから、岐阜市までのバス代のバス借上料を計上するものでございます。内容は県の委託事業で、生徒に県庁やサラマンカホールでの芸術鑑賞の体験を通じて、ふるさと岐阜に誇りや愛着を育むことを目的とした事業で、内容はバスの借上料で10分の10、県の事業でございます。中段の03教育費寄付金01社会教育寄付金001文化振興事業補助金78,000円でございますが、これはみやがわ考古民俗館に係る方からのご寄附でございまして、考古民俗館の事業に使うと指定寄付でございます。次11ページをお願いいたします。

最下段の08教育費雑入015小森文化科学財団助成金172,000円は、飛騨みやがわ考古民俗館における、収蔵資料の記録冊子等作成にかかる費用で、小森文化科学財団から助成金としていただくものでございます。

次は歳出でございます。

下段の表中、事務局費02事務局費11役務費007傷害保険料の7,000円と、13委託料010自動車借上料につきましては、680,000円は前出の古中の県の施設にかかる保険料とバスの借上料の支出でございます。

中ほどの12委託料004電算システム導入委託料は、前出のTコンパスの県内学校の共通グループウェア導入に係る費用でございます。次20ページをお願いいたします。

最上段表中01学校管理費17備品購入費001一般備品購入費の1,300,000円は、神中の除雪機が経年で故障し修理ができないことから、新しい機器に更新するものでございます。

中段の04文化財保護費14工事請負費002維持修繕工事の918,000円は、雪害で高原郷土館の旧松葉家の屋根が傷んだことによる修繕を行うものでございます。旧松葉家は県の重

要有形民俗文化財ということで修繕を行います。

その下の004印刷製本費198,000円は、飛騨みやがわ考古民俗館における収蔵資料の記録冊子作成にかかる印刷製本費で、その下の023作業委託料99,000円は、先ほどの民俗資料館の資料の文字起こしをする作業の委託料として支出をするものでございます。

最下段の03体育施設費10需用費006修繕料7,100,000円は、河合スキー場の圧雪車の修繕費でございます。

その下の001一般備品購入費1,100,000円は、森林公園施設の雪囲い資材を収納する倉庫が老朽化で使用できなくなったことから、その代替としてコンテナ倉庫を購入し、資材を入れるように購入するものでございます。

説明は以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育委員（谷口 陽信）

説明ありがとうございます。Tコンパスについてどういうものなのか教えてください。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

Tコンパスといいますのは、例えばメールのやりとりですとか、文書の管理。或いは学校で言いますと、児童生徒の名簿の管理、或いは通知表等の成績の管理といったものを今デジタルにて学校で行っているのですが、県内同じそのTコンパスというシステムを用いて、共通化しながら、そういった教育の情報管理や運用を行うためのシステムで、例えば近年ですと、高等学校への入試情報の受け渡しもそのTコンパスというもので、全県統一されておりますので、やりとりをすることで間違いを減らしたり、教職員の負担を減らしたりというような目的で使用されているシステムです。

◎教育委員（谷口 陽信）

わかりました。ありがとうございます。

◎教育長（下出 尚弘）

では、その他質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

議案第19号は原案の通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案の通り可決しました。

◎教育長（下出 尚弘）

本日の議事日程はすべて終了しました。委員の皆様、事務局、議案の他に何かございませんか。

◎教育委員（牛丸 洋子）

今日の議題ではないですけれども、みやがわ考古民俗館の土器が先日の地震があったときに破損したということがあったのですが、この前の能登地震のときにも破損をして対策をとられたということだったのですが、また起きて少し破損をしたということだったのですが、今後またさらに起きる可能性もあるので、その辺りはどうなってるのかということをお聞きしたいです。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

この前の地震のときにつきましては土器が1点倒れて破損したということで、現在県に報告を出しております。破損自体はもともとバラバラであったものをつなげてるものなので大したことはないのですが、一応毀損という形で県の方には報告をさせていただいておりまして、今後につきましては前回、対策はしてたんですが倒れてしまったということでそれも含めまして、倒れやすいので、その辺も工夫して今後できるようにしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

◎教育委員（牛丸 洋子）

ありがとうございます。あともう1点美濃市の方で、1年生の通知表を廃止するというニュースがあり、保護者の方にも大変好評というか好意的に受け入れられているというようなニュースを見たのですが、飛騨市においては、そういったことの検討があるのかどうかを教えてください。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

結論から言いますと現時点で検討というのはなされておられません。ご承知のことと思いますが、通知表といわれるものは最終的には学校長の判断ということになっておりますので、最終的には学校ごとで決めるような形になっておりますが、先ほどの校務支援システムTコンパスを使って発行したりする形が定着しておりまして、ほぼどの学校も同じような運用をしているというような状況です。

飛騨市の学校においては、例えば、所見を書く回数を学校によって工夫されているというようなことはありますが、通知表自体をなくすという議論はこれまでも起こっており

ませんし、教育委員会事務局の中でもそういったことは今考えておりませんので、今回のことをひとつのきっかけにして、そのような話題が出てくる可能性はありますが、現時点でそのような変更するというような予定はありません。

◎教育委員（牛丸 洋子）

ありがとうございます。

◎教育長（下出 尚弘）

では他にないようですので、これをもちまして、令和7年第5回飛騨市教育委員会定例会を閉会といたします。皆様、ありがとうございました。

閉 会 午後2時15分

議事録署名者

飛騨市教育委員会委員

飛騨市教育委員会教育長